

インボイス、税務、税関お よび投資手続きに関する 最新情報

2017年6月



Contents

1.

2017年6月12日から適用される自社印刷インボイスの使用申請書、インボイス発行通知書の提出期限変更

2.

金利0%での貸付は推定課税の対象となるか？

3.

企業設立の現物出資のために輸入する固定資産に対する付加価値税の取り扱い

4.

2017年6月15日から適用される外国投資家に対する投資登録および企業登録の手続き処理に関する協力制度に関するガイダンス Circular 02/2017/TT-BKHDT

1. 2017年6月12日から適用される自社印刷インボイスの使用申請書、インボイス発行通知書の提出期限変更

財政省は、物品販売・役務提供のインボイスに関するガイダンス省令Circular 39/2014/TT-BTCおよびCircular 26/2015/TT-BTCの一部条項を改正するCircular 37/2017/TT-BTCを発行しました。留意すべきポイントとしては以下のような事項があります。

• 自社印刷インボイスの使用:

- ❑ 直轄税務局は、企業から自社印刷インボイスの使用申請書を受理した日から2営業日以内に、自社印刷インボイスの使用条件に関する意見書を用意する必要があります。2営業日を過ぎても直轄税務局からの意見書が無い場合、企業は、自社印刷インボイスを使用することができます。

• インボイス発行通知書およびインボイス雛形:

- ❑ インボイス発行通知書とインボイス雛形は、遅くとも、インボイスを使用し始める日から2日前には、直轄税務局へ提出する必要があります。
- ❑ インボイス発行通知書は、インボイス雛形と共に、インボイスの使用期間を通して、物品販売・役務提供のためにインボイスを使用する事務所にて掲示しておく必要があります。
- ❑ 2回目以降のインボイス発行通知書を送付する場合、発行するインボイスの内容および形式に関する変更が無ければ、インボイス雛形は送付する必要がありません。

• 税務当局が、組織および事業を営む世帯・個人に対して月毎にインボイスを販売する場合:

- ❑ 組織および事業を営む世帯・個人に対して初めて販売するインボイスの数量は、インボイスの種類毎に、50枚綴りの1冊を上限とします。組織および事業を営む世帯・個人が、月中にインボイスを全て使用してしまった場合、税務当局は、次回に販売するインボイスの数量を考慮します。
- ❑ 事業を営む世帯・個人が、冊子綴りのインボイスを使用するニーズがなく、その都度インボイスを使用すれば良い場合、税務当局は、事業を営む世帯・個人に対して、その都度インボイスを1枚ずつ提供して、お金は徴収しません。

2.金利0%での貸付は推定課税の対象となるか？

ハノイ税務局が最近発行したガイダンスによれば、貸金契約書の金利が0%の場合、市場での通常の取引価格に従っていたいため、推定課税の対象となります。

借入、貸付および借入返済の取引をお互いに行う場合、小切手、送金依頼書による送金、または、現行規定のその他非現金決済形態のみの使用が認められています。

また、税務総局が最近発行したガイダンスによれば、外国にある親会社とベトナムにある複数のプロジェクトオフィスが移転価格税制上の関連者の関係にある場合で、親会社からプロジェクトオフィスへの送金や親会社の指示によるプロジェクトオフィス間の送金が貸付行為（一定期間での金利付き貸付、金利なしでの貸付を含む）と見なされる場合には、この貸付行為は外国契約者税の課税対象となり、市場価格に基づく貸付金利を確認する必要があります。但し、税務総局によれば、その送金行為が、サブコントラクターやサプライヤーに対する期限内での遅滞無い決済のための純粋な資金支援行為の場合には、外国契約者税の課税対象にはならないという原則的な考えを示しています。

3.企業設立の現物出資のために輸入する固定資産に対する付加価値税の取り扱い

税関総局が最近発行したガイダンスによれば、ベトナムにおける製造、販売、消費のために使用される物品・サービスは、輸入される物品・サービスと共に、一部の非課税対象を除いて、全て、付加価値税の課税対象となります。

これによれば、外国からベトナムへ機械を輸入する場合、出資のための機会であったとしても、非課税対象に該当する場合を除いて、輸入段階で付加価値税の申告納税を行う必要があります。但し、その後、その輸入した機械を現物出資する際には、Circular 219/2013/TT-BTCの規定に従い付加価値税の申告納税をする必要はありません。

4. 2017年6月15日から適用される外国投資家に対する投資登録および企業登録の手続き処理に関する協力制度に関するガイダンス Circular 02/2017/TT-BKHĐT

このCircularでは、外国投資家に対する投資登録および企業登録の手続き処理に関わる投資登録当局と事業登録当局との間の協力制度を規定しています。

連携制度を実施するのは以下の場合です。

1. 外国投資家、外国資本を持つ経済組織が、投資法第22条の規定に従い経済組織を設立する場合。
2. 外国投資家、外国資本を持つ経済組織が、投資法第26条第1項の規定に従い出資、株式・出資持分購入の形態で投資をする場合。
3. 外国投資家、外国資本を持つ経済組織が、企業登録内容と同時に投資登録内容を変更する以下の場合。
 - a) 事業分野の変更と同時に投資プロジェクトの目的を変更する。
 - b) 企業の本籍地住所の変更と同時に投資プロジェクトの実施場所を変更する。
 - c) 企業の定款資本の変更と同時に投資プロジェクトの投資資本を変更する。
 - a) 企業の社員、発起人株主・外国投資家株主の情報変更と同時に投資登録証明書上の投資家情報を変更する。



4. 2017年6月15日から適用される外国投資家に対する投資登録および企業登録の手続き処理に関する協力制度に関するガイダンス Circular 02/2017/TT-BKHDT

書類作成の軽減:

- 投資登録当局と事業登録当局は協力、情報交換を行い、投資登録書類および企業登録書類において同一書類が双方で要請されるには、投資家へ1部のみを要請します。例えば、個人が投資家の場合のパスポートまたは同等の法的価値を持つ個人を確認する書類、投資家が組織の場合の設立決定書または企業登録証明書または同等の法的価値を持つ書類、投資登録・企業登録手続きの実施に関わる委任状などの書類の場合です。
- 外国投資家による出資、株式・出資持分購入に関する計画投資局の合意文書を受理した同じ営業日以内に、事業登録当局は、企業登録証明書、企業登録内容の変更確認書を発行し、同時に、その企業登録証明書、企業登録内容の変更確認書を、外国投資家へ渡せるよう計画投資局へ送ります。

外国投資家が、出資、株式・出資持分購入の形態による投資を行う場合の連携制度は以下の通り実施します。

- 出資、株式・出資持分購入の形態による投資を行う外国投資家、外国投資家を受け取る経済組織は、出資、株式・出資持分購入の登録書類と出資を受け取る会社の企業登録内容の変更登録書類を、計画投資局へ提出します。
- 計画投資局は、企業登録書類を事業登録当局へ受渡します。

投資、企業設立、出資、株式購入または事業分野変更などの手続きに関連するご支援を希望される場合には、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam
P +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688



Hoang Khoi

Tax Partner, Hanoi Office
National Head of Tax
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du

Tax Partner, Hanoi Office
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com



Nguyen Hung Du

Tax Partner, Ho Chi Minh City Office
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com



Kaoru Okata

Director – Japanese Desk, Hanoi Office
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com



Pham Ngoc Long

Tax Director, Hanoi Office
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com



Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director, Ho Chi Minh City Office
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com



Tran Nguyen Mong Van

Tax Director, Ho Chi Minh City Office
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com



Tran Hong My

Tax Director, Ho Chi Minh City Office
D +84 8 3910 9238
E HMy.Tran@vn.gt.com



Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk, Ho Chi Minh City Office
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh, Vietnam
P +84 8 3910 9100
F +84 8 3914 9101

